

議事要旨（４）IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[審議事項（４）]に基づき説明があった。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、抽出された「検討が必要な項目の候補」を絞り込むにあたっては、実務上の困難さが理由となったものの検討がポイントになると考えるが、どの程度の実務上の困難さを念頭に置いて抽出しているのか、との質問があった。これに対して事務局からは、相当の実務上の困難さがあるものを「検討が必要な項目の候補」としたところであるが、仮に削除又は修正を行う場合には、海外各国でIFRSを適用していることも踏まえ、我が国において実務上の困難さがあることを、国際的にも説明できるよう必要があるのではないか、との発言があった。
- ある委員より、子会社・関連会社の報告日が異なる場合の取扱いや要約財務情報の開示については、親会社・投資側に負担があるのみならず子会社・関連会社側にも負担があると考えますが、子会社・関連会社側の意見をどのように把握していくのか、との質問があった。これに対して事務局からは、投資側の意見を把握することで概ね対応できると考えているとの回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 実務上の困難さには、最初に適用するときだけに困難であるものと、継続的に困難であるものがあり、ガイダンスや教育文書等の対応方法を検討する際にはこれらを区別することが有用と考える。
 - ・ 開示については、個々には困難さがあったとしても、全体として考えるべきであり、削除又は修正になじまない面がある。作業部会で行っている具体的に困難さがある開示項目の議論は、IASBが行っている開示全体の見直しの議論へのインプットとして有用であると考えます。これに対して、事務局から、作業部会において、開示が大きく異なるとそれだけでIFRSとは認められにくくなるのではないかと懸念も表明されており、そうしたご意見も踏まえて検討していきたい旨の発言があった。
- ある委員より、開示についても、監査法人とも十分協議すれば実務対応は可能ではないか、との意見があった。これに関して事務局からは、IFRSでは日本基準と異なり個々の開示項目についての重要性の判断基準の定めがないために、実務上の困難さが大きいと感じられているとも思われる旨の発言があった。
- ある委員より、IFRSの開示に関する規定には文言があいまいなものがあり、また例えばIFRS第12号の非連結の組成された企業への関与に係る開示など、開示の分量も多

いため、時間も労力もかかることを踏まえ、作業部会において慎重に検討する必要があるとの意見があった。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 開示については、開示を省略できる目安としての数値基準や、開示が必要な業種を示す判断基準を、個々の基準において示すことが必要ではないか。
 - ・ 実務上の困難さについて、例えば調整表の開示のように管理システムに組み込まなければ対応できない項目や、例えばのれん、開発費、退職給付のように、原価回収の仕組みや責任会計といった経営に深く組み込まれており、それを変更すると企業の健全な持続性を危うくする項目は、特別の困難さがあると考え。これに対して事務局から、開示については、国内的に重要性のガイダンスを示すことも修正にあたるのではないかと意見や、開示はそろえておかないと利用者が理解しにくいのではないかと意見もあり、そうした意見とともに、いただいたご意見も踏まえて作業部会で検討していきたい旨の発言があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 四半期開示について、日本では四半期開示の簡素化するにあたり、IFRS を導入している欧州の状況も勘案し、第1四半期と第3四半期を簡素化するスタンスをとった。今後、国際的にも説明可能な対応方法を検討していくにあたっては、欧州では半期報告制度であるが、2011年からIFRSを導入した韓国やカナダでは四半期報告制度であることも踏まえて考える必要があり、また、第1四半期、第2四半期、第3四半期を必ずしも同じレベルではなくブレイクダウンして検討することが必要と考える。

以 上